

議案第2号

富津市学校施設整備基金条例の制定について

富津市学校施設整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

学校施設の整備に要する経費に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。

富津市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 市が設置する小学校及び中学校の建物その他の工作物（以下「学校施設」という。）の整備に要する経費に充てるため、富津市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、学校施設の整備に要する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。